メンティクス

広島で一番AIに強くなりたい税理士事務所

2026年　7月号
2026年　7月 13日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002　広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730　Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL http://www.kaikei.co.jp

無料



コメント

梅雨が明けた。今年は幸い大きな豪雨による被害はおきていない。

いよいよ暑い、熱い夏が来る。ヨーロッパでは6月から猛暑で死者も出ている。フランスでは環境保護、美観の面からクーラーは付けていない建物が多いらしい。これにはビックリだ。クーラーは室内の温度は下げるが、逆に外に温風を出す。確かに環境面からはどうなんだろうか?と思うが、またヨーロッパでは古くからある建物を残し、内装を今風に替えて永く使う。クーラーの室外機を外に置くのは美観上良くないと彼らは考える。地球温暖化、これからはクーラー無しでは彼らも過ごせなくなるのではないだろうか?もっとも彼らは本当に暑い７・８月は長い夏休みを取り、バカンスに出かけるのだが。

７月８日仕事終わりに吉島のヨットハーバーを訪れてみた。高そうな大型のクルーザーから小型の釣り船まで係留してある。中に高いマストを付けたヨットも少数ではあるが見受けられる。

私も30代から50代までは分不相応に36フィートの中古ヨットを持っていた。当時はこの公営のハーバーはできてなく、宇品のプリンスホテルにある桟橋に係留していた。この桟橋も平成3年の台風19号で甚大な被害を受け、今は桟橋をつなぐ杭のみが墓標のように残っている。週末は毎週のように家族で海に出て、島陰に錨を下ろし、泳いだり釣りをしたりした。夜の瀬戸内海は凪で風もなく、そこで冷えたビールを奥さんと星空を眺めながら飲むのは気分は加山雄三になる。ちょうど今の若者がキャンピングするように。

３人の子供たちも「またヨット、たまには他所へ連れてって」と不満を言っていたものだ。そしていつもクルーをしてくれる２名の若者と「ウニ丼を食べに行こう」と３泊４日で壱岐まで関門海峡を抜け、玄界灘で突風にあおられて行った経験など楽しい思い出だ。係留されたクルーザーを見ると昔の記憶がよみがえってくる。

今からの熱帯のような７月８月、健康に気を付け、何とか乗り切りましょう。



30年前の筆者

社長の仕事

税理士 大場史郎

３月に１人で大手住宅メーカーの大規模修繕の企画、管理を行う会社社長がくも膜下出血で自宅で倒れた。彼は60代後半、幸い命はとりとめたものの、目下リハビリの真っ最中である。とても仕事ができる状態ではない。彼はかつて事業を大きく営み、失敗し、県の保証協会に多額の負債を抱えている。今まで毎月10万円づつ20年近く返済を続けているが、収入が途絶えてしまったので返済ができない。そこで親族の人と保証協会に今後の対応について交渉に行った。

困ったのは保証人として、経理を担当している妹、更には仕事には全くかかわっていない奥様まで連帯保証人になっていることだ。現在では代表者以外保証人をとることはないが、30年以上も前のことだ。

返済が遅れると年14%の延滞利息が付くと担当者は言う、その損害金というのはとてつもない金額に膨らんでいる。現実は元本部分の返済で済むと私の経験から思えるが。とにかくいくらかでも払い続けることが大切だ。

結局、同行した妹がもらい始めた年金から月1万円を払うことで決着した。月1万円では一生のうちで払い終えることはできないだろうが、そして半年後に社長が復帰できるかどうか、もう一度話し合うことにした。

重度障害になった場合に備えて保険に入っていれば、いくらかでも救いはあっただろうがと悔やまれる。

弁護士オクノがズバリ答えます!

譲渡制限のある株式の譲渡

弁護士
奥野　修士



Q　当社は同族会社で株式の譲渡制限を定款に定めており、会社の謄本にも「当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。」旨記載されています。
先日、株主の一人が取締役会の承認を得ずに第三者に株を譲渡してしまいました。
当社は、この株の譲渡は無効であるとして株を買い戻すことができますか？

A　取締役会の承認がないからといって、株式譲渡が当然に無効になるわけではありませんが、承認がない場合、譲受人は会社に対する関係では効力を主張できないとされています。

したがって、会社は、取締役会で承認していない以上、直ちに譲受人を株主として扱う必要はありませんが、「譲渡が無効だから当然に買い戻せる」というわけでもありません。

譲渡制限株式については、株式を譲渡しようとする株主又は株式を取得した譲受人が、会社に対し、譲渡を承認するかどうかを決めるよう請求することができます。これを譲渡承認請求といいます（譲受人から請求する場合には、原則として、株主名簿上の株主等と共同して行う必要があります。）。

譲渡承認請求の手続の概要は、以下のとおりです。

会社は、譲渡承認請求を受けた場合、承認するかどうかを決定し、その結果を請求者に通知します。会社が承認しない場合で、請求者が買取りを求めているときは、会社自身が株式を買い取るか、会社が指定する買取人（指定買取人）に買い取らせる手続を検討することになります。

買取手続に進んだ場合、会社（又は指定買取人）と請求者との間で、協議により売買価格を決めますが、協議が調わない場合には、買取通知があった日から20日以内に、裁判所に対して売買価格の決定を申し立てることができます。この場合、裁判所は、会社の資産状態その他一切の事情を考慮して価格を決定します。

以上のように、譲渡承認請求の手続を通じて会社（又は指定買取人）が株式を買い取ることは可能ですが、会社が一方的に安い価格で買い取れるわけではありません。裁判所が価格を決める場合には、想定より高額になる可能性もあります。また、会社自身が買い取る場合には、株主総会の特別決議が必要であり、分配可能額による制限（財源規制）もあります。

したがって、同族会社では、株式を誰に保有させるのか、株式を分散させるのかをあらかじめ慎重に検討しておくことが重要です。既に株式が分散している場合には、将来の紛争を防ぐため、早い段階で株式の集約を検討することも考えられます。

社会保険の対象とならない給与

社会保険労務士　キャリアカウンセラー
田村　実



社会保険料の対象外となる代表例には、次のようなものがあります。
- 出張旅費や宿泊費などの実費弁償
- 業務上必要な制服や作業着の現物支給
- 結婚祝金や弔慰金など、福利厚生として一定の条件を満たすもの

社会保険では、「労働の対価」として支払われるものは原則すべて対象です。そのため、一般的な給与や各種手当はほとんどが社会保険料の対象となり、対象外になるのは実費弁償や福利厚生的・一時的な支給が中心です。

「労働の対価ではない」とされる、会社から労働者へ支払われる代表的なものには次のようなものがあります。

- 実費弁償
  - o出張旅費
  - o宿泊費
  - o業務で使った交通費の実費精算
  - o業務で必要な備品の立替金の精算
- 慶弔見舞金
  - o結婚祝金
  - o出産祝金
  - o弔慰金
  - o災害見舞金
  - o傷病見舞金
- 退職に伴う支給
  - o退職金
  - o解雇予告手当
- 福利厚生として支給されるもの
  - o制服や作業服の貸与・支給
  - o健康診断費用
  - o一定の条件を満たす社宅や食事の福利厚生

これらは、仕事をしたことへの報酬ではなく、実費の補填や福利厚生、慶弔・退職など特別な事情に対する支給であるため、原則として「労働の対価」には当たりません。

※一定の条件を満たす社宅や食事の福利厚生とは

社会保険では一定額以上を従業員本人が負担する場合、社会保険の対象にはなりません。一定額については具体的に示されていませんが、所得税法では借上げ社宅の家賃の50％以上を従業員本人が負担する場合、また食事代では従業員負担が50％以上、1か月の会社負担が7,500円以下の場合給与所得課税されないとありますので、その基準が適用されようかと思います。

パソコン Rescue（レスキュー）



担当：藤井俊之

エクセルのセルを正方形のマス目状にするには

図形を綺麗に配置するために、エクセルのセルを正方形のマス目状にする場合は、どうすればよいでしょうか。

エクセルの標準の表示では、行の高さ(単位：ポイント)と列の幅(単位：半角数字の文字数)では単位が異なっています。そこで、行と列の単位を合わせるために、表示をページレイアウトに変更すると、行と列の単位が同じcm(既定の単位)になります。

表示をページレイアウトに変更するには、[表示]タブを選んで「ブックの表示」にある[ページレイアウト]をクリックします。ページレイアウトで行の高さと列の幅に0.5cmや1cmなど、同じ数字を入れてマス目を正方形にします。

セルの左上の角の三角印をクリックして、シート全体を選択した状態で、行の高さ、列の幅をそれぞれ設定すると、シート全体を一度に設定できます。

[Alt]キーを使うと、挿入した図形を移動したり、図形の大きさを変更したりするときに、簡単に枠線に合わせることができます。

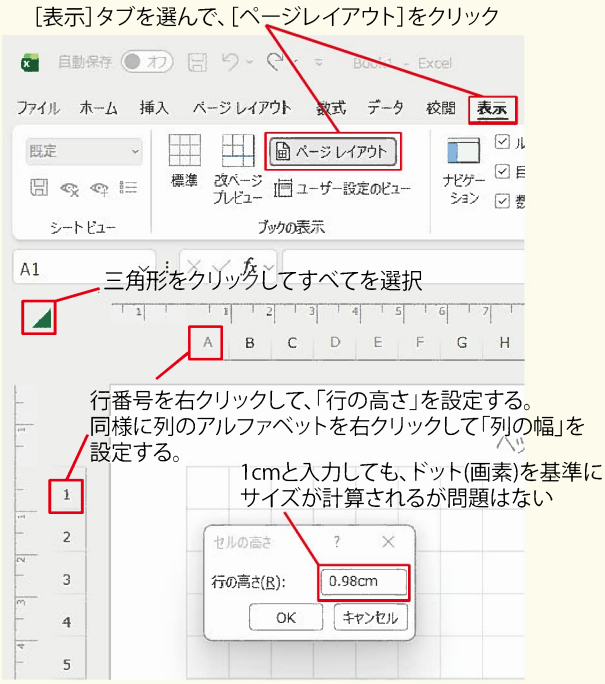

図　ページレイアウトで行の高さと列の幅を設定する

ハナ日記

今国会では皇室典範の改正案が審議されようとしている。

ハナ　なんのこと？

今の規定では、女性皇族は結婚したら民間に天下る。そのため皇族の数が少子化で減っている。それを改めるために結婚後も女性皇族のみ皇室に留まることができるように改めようとしている。皇室典範　第1条には　男系男子のみ皇位を継承することができると規定してある。

ハナ　男系男子とは

男子の天皇の血を引いた男子のみが皇位を継ぐことができるということだ。

ハナ　それでは愛子さまが天皇になることはないの

制度上はそうだ、初代の神武天皇から2000年以上の血統が引き継がれているんだ。

ハナ　日本には過去に女系天皇はいなかったの？

女性天皇は6名いたが、全員男性が幼いとかのピンチヒッターだ。女系天皇（母親だけが天皇の血を引く）は日本の歴史上誕生したことはなかった。

ハナ　なぜ女性だと血が繋がらないの

日本の伝統だ。昔だと世界中がそうだった。

ハナ　へえー

そうなんだ。国民の70%は愛子さまの天皇を望んでいるようだが、自民党、高市首相は2000年続いた男系男子天皇を支持している。

ハナ　どうして

日本の古来から引き継がれてきた伝統だ。ヨーロッパでは20世紀以降、王位継承法を改正して男女の区分のない長子（早く生まれた子）優先継承へと変化している。

ハナ　日本もそうなるといいね。

恐らく今後　国民の間で大きな問題になるだろうね。

天皇夫妻が、この時期にオランダ、ベルギーを訪問されたのも、単なる偶然でもないのかもしれないね。

（追加）

ヨーロッパでは、基本的に王制は長子優先継承へと変化している。スウェーデンが1980年に王位継承法を改正して男女の区分のない長子優先継承へと変化し、オランダも1983年に王位継承法を改正、ノルウェーは1990年に憲法を改正、ベルギーは1991年に議会が長子優先継承とすることを決定して憲法を改正。デンマークは2009年に国民投票が行われ85%の賛成票をもって長子優先継承に変更となった。イギリスも2013年に長子優先継承に変更している。



ビジベス
busibase

困ったときのビジベス
それぞれの専門家が担当します

税務 約束手形の廃止はいつから？

担当:小柳博美



約束手形（紙の手形）の利用は、2026年度末（2027年3月末）をもって廃止される方針が示されています。

・政府の方針：2026年までの約束手形の利用廃止と、小切手の全面的な電子化の方針が示されています。
・金融界の目標：全国銀行協会は、2026年度末までに紙の手形・小切手の交換（決済）をゼロにすることを目指して取り組んでいます。

廃止は義務ではありませんが、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキングによる振込など、電子的決済サービスへの移行が強く推奨されています。

約束手形は、長年にわたり日本の企業間取引で活用されてきた決済手段のひとつです。支払いを将来に約束することで、資金繰りの調整や信用取引を可能にする仕組みとして広く定着してきました。

しかし、経済のデジタル化が進むなかで、その役割や利便性に疑問が持たれるようになり、ついに政府は2026年度末をもって約束手形を実質的に廃止する方針を打ち出しました。

税務 個人・法人の境界線

担当:倉増美華



比較項目	個人事業主	法人（会社）
利益への税金	所得税（累進課税） 利益が増えるほど税率が上がる（最大45%＋住民税10%）	法人税（比例課税） 税率はほぼ一定（中小法人の年800万以下→15%、中小法人の年800万以上→23.2%）
経営者本人の給与	給与という概念がない （利益＝自分の取り分。給与所得控除は使えない）	役員報酬として支払う （会社の経費になり、さらに個人側で給与所得控除が使える）
赤字（損失）の繰越	最大 3年間 繰り越せる	最大 10年間 繰り越せる
赤字のときの税金	所得税・住民税は原則かからない	利益がゼロでも、法人住民税の均等割（最低年7万円～）が毎年必ずかかる
社会保険	国民健康保険・国民年金が中心 （利益に応じて国保料が跳ね上がる）	健康保険・厚生年金に強制加入 （会社と個人で折半。将来の年金は手厚くなる）

「利益（売上から経費を引いた残り）が700万～800万円を超えてくると、税率の逆転や役員報酬の仕組みによって、法人化した方が手元にお金が残りやすくなる」場合にもよりますが、という比較結果となります。

税務　令和８年度 税制改正　食事支給等に係る非課税範囲の拡大

担当: 曽根裕



従業員に食事を支給する場合、一定の要件を満たせば所得税が課されない「非課税」の取扱いがあります。この非課税の範囲が、令和8年度の税制改正で大きく見直されることになりました。

見直しの背景

企業が負担する食事代に係る所得税の非課税範囲は、昭和59年以降、一度も見直しが行われてきませんでした。物価水準が当時から大きく変化するなか、通勤手当の非課税限度額と同様に、今回の改正で実態に合わせた見直しが行われることになりました。

改正の概要

企業が負担する食事代について、所得税の非課税限度額が月額3,500円から7,500円へと2倍以上に引き上げられます。あわせて、深夜勤務の際に現物の食事に代えて支給する夜食代についても、非課税限度額が1回300円以下から650円以下へ引き上げられます。

【非課税限度額の見直し】

区分	改正前	改正後
食事代の非課税限度額	月額 3,500円	月額 7,500円
深夜勤務時の夜食代	1回 300円以下	1回 650円以下

食事の現物支給や夜食の支給を行っている場合は、今回の改正により従業員の負担軽減につながる可能性があります。

中小企業省エネ設備導入支援補助金(通常型)

担当：西村麻里子



（管轄：広島県）

エネルギー使用量やCO_2排出量の削減など、省エネ設備の導入を支援する補助金です。

項　目	内　　容
対象者	広島県内の中小企業等
補助対象	①高効率空調　②制御機能付きＬＥＤ照明　③業務用給湯器 ④高性能ボイラ　⑤冷凍冷蔵設備　⑥その他工作機械 ⑦断熱窓　⑧太陽光発電設備 ※①～⑥は更新の場合のみ
補助率	1/2
補助上限額	500万円
補助下限額	補助対象経費が300万円以上であること（補助額150万円）
公募期間	第1期：令和8年6月12日～7月15日 第2期：9月4日～9月25日
抽選日時	第1期：令和8年7月17日(金) 第2期：令和8年9月29日(火)

●提出書類

・申請書、事業計画書など
・見積書（2社以上）
・導入する設備の仕様や性能がわかる書類（カタログなど）
・現況設備の写真　他

書類による審査、抽選があります。交付決定前の発注・契約は補助対象外となるため注意が必要です。

－連載漫画－

トランプが行く



世界はトランプを中心に回っているのではないぞ！



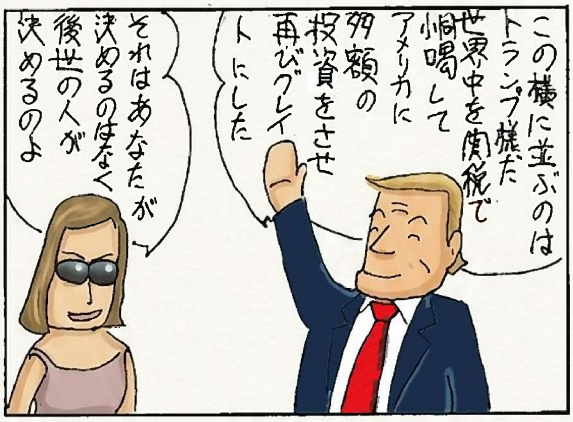

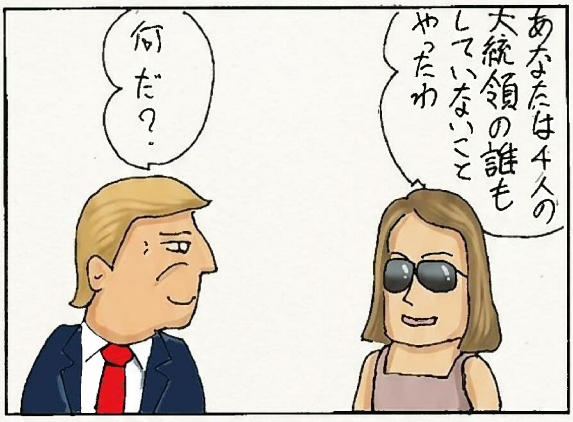

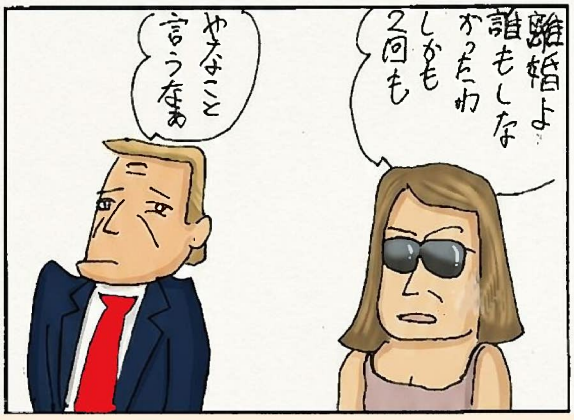

短期連載します。

～トレンドを読む～

大場　史郎

マイクロン 広島工場が 1兆5000億円をかけて 工場を増設するという。そのうち 5000億円は日本政府が提供する。

マイクロンジャパンは もともと 1999年に日立 とNEC が作り 政府が 補助金を出したエルピーダメモリーが 母体だ 。PC需要の低迷や激しい価格競争、リーマンショックなどの影響を受け、2012年2月に会社更生法の適用を申請。当時の負債総額は約4,480億円で、製造業としては戦後最大級の倒産となった。

それをアメリカに本社のあるマイクロンが格安で引き受けた 。今となっては 実にもったいない話であるが 、東芝の半導体から分かれてキオクシアが 爆発的に売り上げを伸ばしているのと同じようなことだ 。AI が発達し それを稼働するために、データセンターが これから 世界中にできる。そのための半導体が 慢性的に不足している 。かつて日本は半導体生産の世界シェアの半分以上を占めていたが、日本メーカーが赤字で耐え切れなくなって、後発組で無借金の台湾 韓国などが強気の設備投資をし、その強気の戦略が奏功し、付いていけない日本ははるかに置いていかれた。

しかし、マイクロンの親会社がアメリカにあるとはいえ、増設により 多額の資金が地元に落ち、雇用が1000人以上生まれるということは 若者流失に悩む広島県にとって、たいへんありがたいことである。

台湾のTSMCが工場を作った熊本では、これを核にして、関連企業が集まり、地元大学もAI,半導体に関連した学部を増設し、若者を呼び込んでいる。

地元を盛り上げるには、まずは若者を呼びよせる企業を誘致することである。



☆　シンプルスピード　番外編　☆

担当:井上和香奈

【仕事効率化】エクセル・Word編（復習）



実は知らない？？？Wordの便利機能

・相手からおくられてきたPDF
・PDF化したものだけ残ってるけど編集したエクセル・Wordは残ってない。。。などなど

（例）下記のPDFをWordにしたい

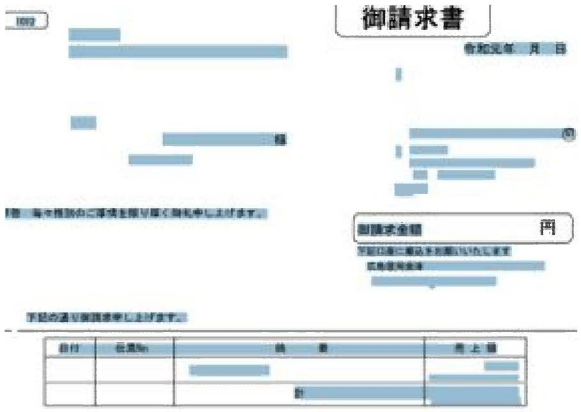

PDF内をコピーをして
Wordに貼り付けても下
記のように文字だけコ
ピーされてうまくいか
ない・・・

1012 121,300 計 121,300 名様 広島市御請求金額 日付 摘 要 売 上 額 広島市代表取締役 印 （内消費税等 8,985 ） 様 拝啓 毎々格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。 下記の通り御請求申し上げます。 伝票No. 年 05 月 30 日 （内消費税等

そんな時はこれで解決

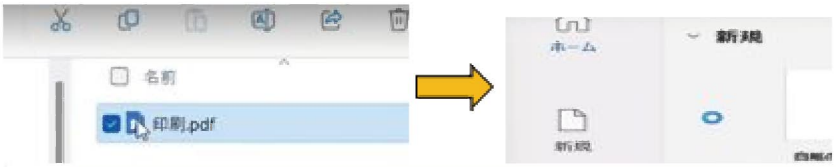

① PDF ファイルを選択してファイルごと Word の画面にドラッグ＆ドロップする



①をしたことで
一瞬でPDFがWordに変換します

くわしくは担当者にお聞きください。

-連載漫画-

大工のゲンさん家 Ⅱ

おおばしろう

帰ってきた大工のゲンさん

台風が来たら桶屋が儲かる



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

原　美幸

◆賞与支払届

賞与を支給したときは、「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出する必要があります。事業主が支給日より５日以内に支給額等を届出します。

この届出内容により標準賞与額が決定され、賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となります。



編集後記

最近AIで作成された歴史解説のYouTube動画をよく見ます。

大化の改新や参勤交代などの歴史上の出来事が現代のニュース番組風に再現され、当時の街並みや人物が実写のような映像で描かれているため、とても分かりやすく感じます。

このような映像を実際のセットやエキストラなどを使って製作すれば何億円、CGでも相当な人手や金額がかかってしまうと思われ、これはAIの恩恵だな～と感心しながら見ています（少し安っぽいですけど）。

内容の丁寧さからおそらくAI丸投げ作成ではなく日本史の専門家がきちんと監修しながら作っていると思われますが、学生時代にこんな教材があれば日本史の成績はもっと良くなっていたかも･･･。

AIにはさまざまな意見がありますが、このように学習を分かりやすく支える活用はとても有意義ではないかなと思っています。

機会がありましたらぜひご覧になってください。（おすすめは「歴パロ」）



AIで作成した源義経(30)

西村　麻里子